

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による  
道路の位置指定に関する手引き

1. 道路位置指定とは・・・・・・・・・・ p 1
2. 申請手続きの流れ・・・・・・・・・・ p 2
3. 申請書類・・・・・・・・・・ p 3
4. 構造基準・・・・・・・・・・ p 5
5. 参考図・・・・・・・・・・ p 6
6. 建築基準法令（抄）・・・・・・・・・・ p 7
7. 倉吉市建築基準法施行規則・・・・・・・・ p 11  
で定める様式

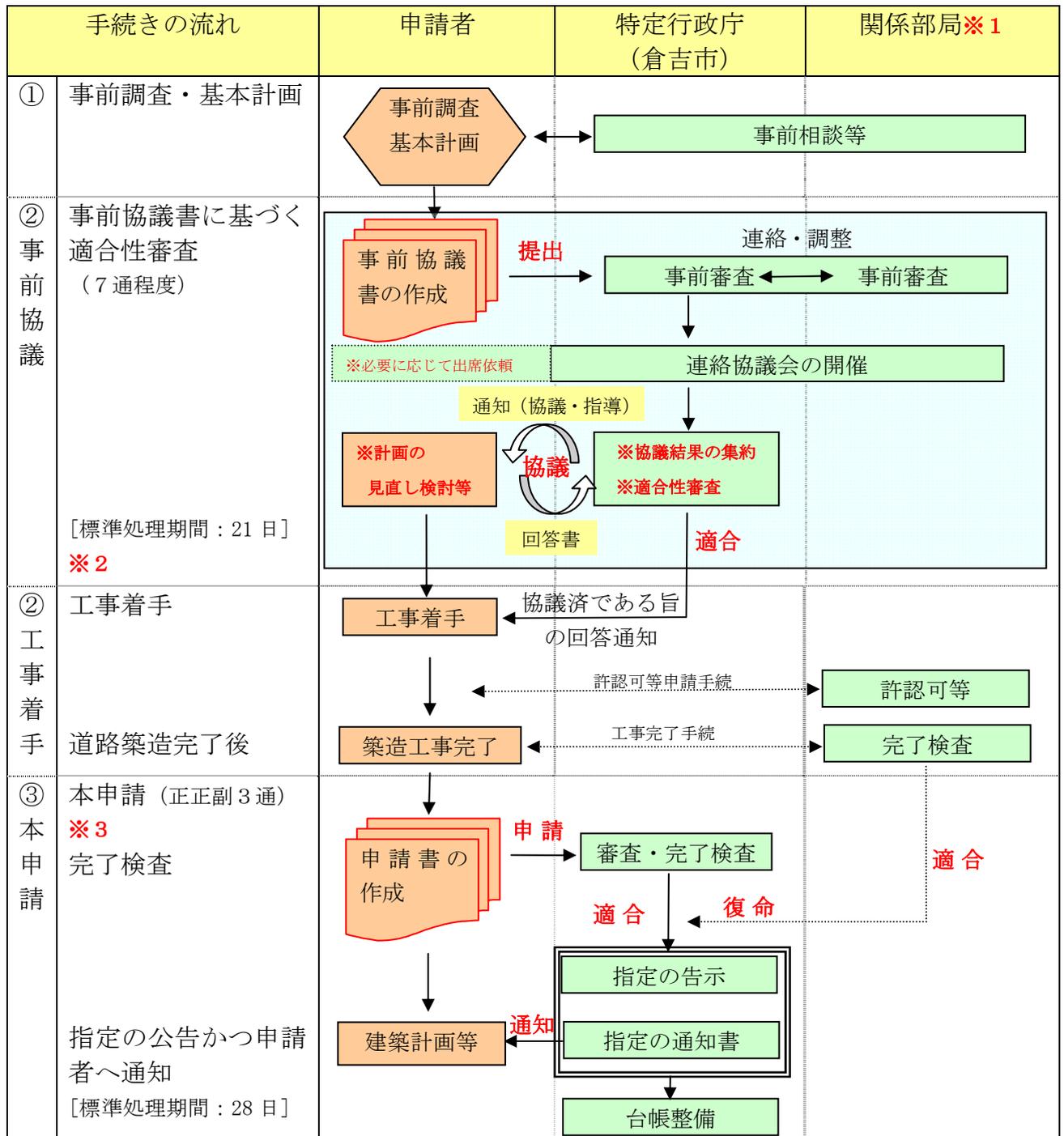
平成 21 年 7 月 1 日

倉吉市建設部景観まちづくり課建築指導係  
電 話 0858-22-8175  
ファクシミリ 0858-22-8140

## 1. 道路位置指定とは

根拠法文	建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号
道路位置指定	<p>倉吉都市計画区域内で建築物を建てる敷地は、建築基準法第 42 条に規定する『道路』に接する必要があります。その道路として認められるものは、国、県及び市道だけでなく、私道であっても認められる場合があります『道路位置指定』と呼ばれるものがあります。</p> <p>例えば、建築基準法上の道路がない未開発地(開発面積 3,000 m<sup>2</sup>未満)又は道路がない既成市街地で建築物を建てる場合には、新たに法第 42 条に規定される『道路』を築造し、敷地がその道路に 2 m 以上接するように計画する必要があります。その道路として認める制度として、特定行政庁から道路の位置の指定を受ける方法が『道路位置指定』です。(下図参照)</p>
道路位置指定に関する基準	『建築基準法施行令第 144 条の 4』参照 『4. 構造基準』及び『5. 参考図』参照
私道の変更廃止の制限	第 5 号道路として位置指定されると、建築基準法上の道路となりますので、私道の変更又は廃止に制限が生じます。
道路内の建築制限	原則として建築物、工作物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に又は道路に突き出して、建築又は築造することはできません。
道路位置指定の維持管理	所有者又は管理者(所有者が使用者などと話し合っただけで決めた者)が維持管理していくことになります。また維持管理及び紛争防止のためにも、道路となる土地の部分の地目を公衆用道路にして不動産登記法に基づく分筆を行なってください。

## 2. 申請手続きの流れ



**備考 ※1** 道路維持管理部局、上・下水道維持管理部局、農業委員会、総務課（防災）、消防局及び警察署など、計画の内容に応じて連絡・調整

築造された道路を将来本市へ寄付することがある場合は、道路維持管理主管課と事前に協議を行なってください。

**※2** 標準処理期間には、補正や追加資料の提出を指示した日からそれらが完了するまでの日数及び協議結果の通知から回答書が提出されるまでの日数は除きます。

**※3** 本申請時に手数料1件につき50,000円

【参考】倉吉市手数料条例 別表第2（第2条関係）

11	法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査	道路位置指定審査、変更及び廃止申請手数料
----	-------------------------------------	----------------------

### 3. 申請書類

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする場合は、別記様式による事前協議書（7通程度）又は倉吉市建築基準法施行規則第8条に規定する申請書（様式第4号）正副3通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び書類を添えて提出してください。

具体的な図面及び書類の名称		建築基準法施行規則第9条に規定する内容	
承諾書（様式第5号）（※1） 承諾者の印鑑証明書（※1） 土地登記事項証明書（※1）		承諾書	指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾
		図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	本市の都市計画図（縮尺 1/2500）を使用し、方位、申請道路の位置、申請道路に接する宅地の範囲及び附近の目標となるものを明示	附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
公図写し	縮尺、方位、申請道路の位置、申請道路に接する宅地の範囲を明示 <u>なお、本申請を行なう際は、道路となる土地の部分の地目を公衆用道路として不動産登記法に基づく分筆を行なったもの</u>	地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他計上特記すべき事項
平面計画図	申請道路の位置を明示し、幅員、延長、勾配、すみ切り、転回広場の位置・寸法、道路側溝の水勾配、道路構造物、宅地等の位置等及び接続する道路の種別・幅員を明示		
横断図	申請道路の幅員、道路区域、横断勾配、道路構造、側溝、縁石、ガードレール等を明示		
縦断図	道路の測点、総延長及び平均勾配等を明示		
構造詳細図	路盤構成、擁壁、側溝、暗渠、柵等の詳細		
その他	既製品カテログ写し、取合詳細図その他特定行政庁が必要と認めるもの		
求積図（測量図）	申請道路は道路敷部分も含める。宅地区域の求積は計画区画ごとに求積も行なう。		
排水計画書	排水計画平面図、排水計算書、降雨強度曲線		
利害関係人同意書・確約書（※2）	必要に応じて（例：県、土地改良区、公民館長等）		
関係法令許認可等写し（又は申請書受付写し）（※2）	宅建業免許証等、道路工事施工承認申請書（回答）、形状変更承認通知等		
備考（※1）倉吉市建築基準法施行規則第8条関係 （※2）必要に応じて			



## 4. 構造基準

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定は、建築基準法施行令第144条の4の規定によるほか、次に掲げる基準により取り扱うものとする。

### 【基準1：道路の基本】

既存の公道または都市計画道路との関連を考慮するとともに屈曲を避け整然としたものとする。

### 【基準2：排水設備】

道路には、敷地内の排水すべき雨水または汚水の量及び水質に応じた有効な容量、傾斜及び材質を有する排水設備を設け、原則、公共用下水道、排水路に連結すること。

なお、これらの敷地内から排水される汚水が農作物等に害をおよぼし、又は衛生上有害となるおそれがある場合は適当な施設を設け、公共用下水道、排水路に放出すること。

### 【基準3：転回広場の規模】

昭和45年12月28日付建設省告示第1837号の自動車回転広場に関する基準によるものは、次のとおりとする。

- 1 小型自動車の1台当りの停車に必要な広さは、長辺が5m以上、短辺が2.5m以上であること。
- 2 転回広場の拡幅部に隅角は、その角をはさむ辺の長さは2m以上の二等辺三角形の部分の部分を道に含むすみ切りを設け、自動車の転回に支障がない形状とすること。(図-1)

#### 《終端転回広場の緩和》

次の各号にかかげる場合は、終端転回広場は設けなくてよい。

- 1 道路の延長が15m以内で一宅地程度のもの。(図-2)
- 2 中間の転回広場から終端までの距離が15m以内のもの。(図-3)

### 【基準4：指定道路及びすみ切り】

- 1 令第144条の4第1項2号のすみ切りは、図-4の値に示すすみ切りとし、自動車の通行に支障がない構造とする。ただし、法第42条第2項又は第3項の規定による道路と接続する場合のすみ切りは図-5の(イ)または(ロ)によるものとする。

- 2 指定道路が他の道路、若しくは他の指定道路と同一平面で交差、若しくは接続し、又は屈曲により生ずる内角がやむを得ず直角と著しく相違する場合、およびその他特別な理由のある場合には、通行の安全上支障のないように個々の交差ごとに決定する。(参考例)

#### 《すみ切りのただし書による場合》

周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めるものは、次にかかげる場合などとする。

- 1 隅部に堅固な擁壁、建築物などがあり、すみ切りがとれない場合。ただし、この場合片側すみ切りの一辺の長さを3mとする。(図-6の(イ))
- 2 指定道路が既存道路に接続する部分が歩道に接続する場合。(図-6の(ロ))

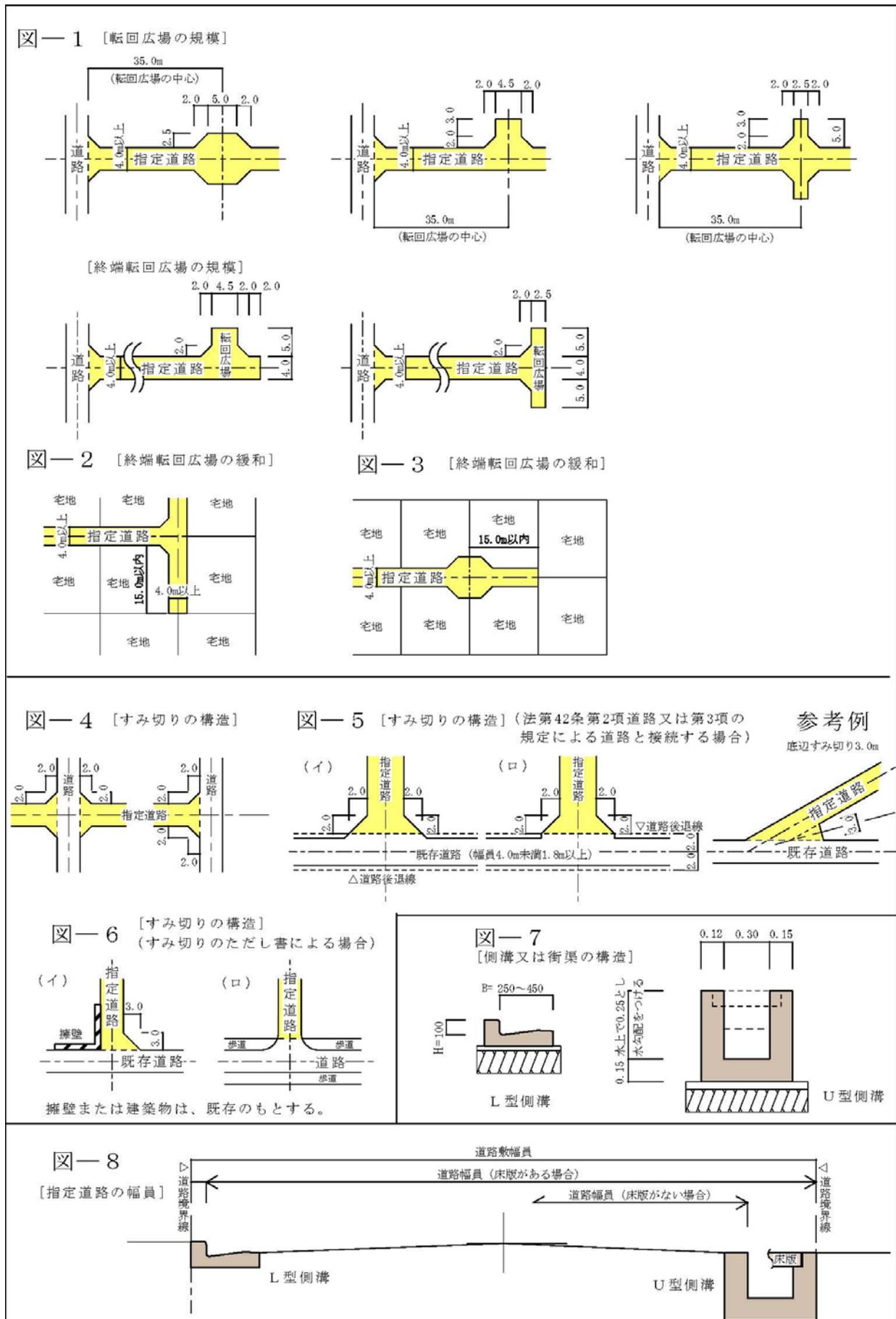
### 【基準5：指定道路の構造】

- 1 指定道路の縦断勾配は12%以下とする。
- 2 指定道路は、舗装砂利敷その他ぬかるみとなるおそれのない、安全かつ円滑な交通に支障をおよぼさない構造を有し、かつ適当な値の横断勾配が附されていなければならない。
- 3 指定道路は、当該指定道路及びこれに接する排水に必要な図-7の構造と同等の機能をもつ側溝又は街渠を設けなければならない。

### 【基準6：指定道路の幅員】

指定道路の幅員は、図-8に示す方法によって計ることとし、最小幅員は4mを確保するものとする。

5. 参考図



## 6. 建築基準法令（抄）

### ○建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）（抄）

#### （道路の定義）

第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路

二 都市計画法、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）又は密集市街地整備法（第六章に限る。以下この項において同じ。）による道路

三 この章の規定が適用されるに至つた際現に存在する道

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2 この章の規定が適用されるに至つた際現に建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離二メートル（前項の規定により指定された区域内においては、三メートル（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、二メートル）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離二メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離四メートルの線をその道路の境界線とみなす。

3～6（略）

（道に関する基準）

第百四十四条の四 法第四十二条第一項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
  - イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が三十五メートル以下の場合
  - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
  - ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
  - ニ 幅員が六メートル以上の場合
  - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
  - 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
  - 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
  - 四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
  - 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
  - 3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

○建築基準法施行規則（昭和二十五年十一月十六日建設省令第四十号）（抄）

（道路の位置の指定の申請）

第九条 法第四十二条第一項第五号 に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

（道の位置の指定の公告及び通知）

第十条 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

○建設省告示

[昭和 45 年 12 月 28 日建設省告示第 1837 号]  
建築基準法施行令の規定により国土交通大臣が定める  
自動車の転回広場に関する基準

改正 平成 12 年 12 月 26 日 建設省告示第 2465 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 144 条の 4 第 1 項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が 2 メートルをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが 2 台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

（道路の位置の指定の申請）

第 8 条 省令第 9 条の申請書及び承諾書は、様式第 4 号及び様式第 5 号によるものとする。

2 省令第 9 条の承諾書には、同条に規定する権利を有する者であることを証する書面及びその者の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

3 省令第 10 条の規定による通知は、様式第 6 号による通知書により行うものとする。

4 前項の通知書には、第 1 項の申請書（省令第 9 条の規定により添付する図面及び書類を含む。）の副本を添付するものとする。

5 道路の位置の指定を受けた者又は道路の位置の変更の承認を受けた者は、6 センチメートル角以上で長さ 45 センチメートル以上のコンクリート又はこれに類するもので造った標ぐいでその位置を表示しなければならない。ただし、側溝その他の永久構造物によりその位置が明らかな場合は、この限りでない。

（道路の位置の指定の変更等）

第 9 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の位置の指定の変更又は取消しを受けようとする者は、省令第 9 条及び前条の規定の例により申請書及び承諾書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき道路の位置の指定の変更又は取消しをしたときは、その旨を告示し、かつ、申請者に通知するものとする。

様式第4号（第8条）

道路位置指定（変更・廃止）申請書									
倉吉市長					様				
<p>建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定（変更・廃止）を受けたいので同法施行規則第9条の規定により申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: right;">電話（ ） —</p>									
1 築造主住所氏名			電話（ ） —				印 番		
2 図書作成者住所氏名			電話（ ） —				印 番		
3 工事施工者住所氏名			電話（ ） —				印 番		
4 申請 道路	地名地番								
	幅員	m ( )	m ( )	m ( )	延長 m		5 地域 区域		
	長さ	m	m	m					
6 申請道路が接する道路の幅員		公道	国道 県道 市町村道			m	私道	法42条1項3号 法42条1項5号 法42条2項	m
7 申請理由									
8 工事年月日 着手 年 月 日～ 完了 年 月 日									
9 道路管理者住所氏名 <span style="float: right;">印</span>									
※完了検査日		年 月 日			※検査員職氏名			印	
※検査意見									
※受付欄					※処理欄				
年 月 日 番号 第 号 係員								告示 年 月 日 番号 第 号 係員	

- 備考 1 申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 添付書類は2部提出してください。
- 4 3の幅員欄は、道路敷部分を記入し、( )は有効幅員を記入してください。



様式第6号(第8条)

道路位置指定(変更・廃止)通知書							
						受 第      号 年    月    日	
様							
倉 吉 市 長							
建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定をしたので通知します。							
1 建造主住所氏名							
2 図書作成者住所氏名							
3 申 請 道 路	地 名 地 番						
	幅      員	(      m )	(      m )	(      m )	/	4 地 域 区 域	
	長      さ	m	m	m	延長 m		
5 申請道路が接する 道路の幅員		公道	国 道 県 道 市町村道	m	私道	法42条1項3号 法42条1項5号 法42条2項	m
6 建造完了年月日		年    月    日					
7 告示番号・年月日		告示 第      号      年    月    日					
8 備      考							

備考 3の幅員欄は、道路敷部分を記入し、( )は有効幅員を記入